

村上市長

高橋邦芳様

平成29年度 農業施策等に関する意見書

平成28年10月24日

村上市農業委員会  
会長 石山 章

はじめに

わが市の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化と後継者不足、農産物価格の下落とコスト上昇による農業所得の減少、加えて採算のとれない条件不利地や鳥獣害等による耕作放棄地の増加という厳しい状況にあります。

昨年、国は新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、その中で農業の持続的な発展に関する施策として、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保や農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保、担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討などが示されました。

具体的には、担い手への重点的な支援や法人化の加速化、青年層の新規就農への支援、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地の集積・集約化、農業者抛出に基づく収入減少影響緩和対策の安定的実施などを推進することになっています。

このような状況の中、農業委員会等に関する法律の改正により、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、いわゆる農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の主たる任務として位置づけられ、積極的に推進していくことが重要な役割となりました。

また、平成28年度税制改正により、農地中間管理機構に貸し付けた農地の固定資産税の軽減や遊休農地を解消する意思のない農地に対する課税強化が打ち出され、担い手への農地の集積や農地利用状況調査、農地利用意向調査など遊休農地対策を行う農業委員会の責務はより重要性を増しております。

村上市農業委員会は地域農業者の公的代表機関として農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農地等の利用の最適化の推進にあたり村上市に対し以下のとおり農業施策等に関する意見を提出いたします。

上部機関へご要望いただくとともに、市の所管事項については特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1. 農業委員会の体制の確保について

- (1) 平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法により、村上市農業委員会も平成29年8月1日から新体制へ移行する。これまで培ってきた農業委員会活動に支障が生じないように、農業委員及び新たに設けられた農地利用最適化推進委員の定数及び報酬について十分確保すること。

## 2. 遊休農地対策について

- (1) 電気柵の設置や景観作物の植栽、地域での維持管理等による遊休農地対策の活動など、耕作放棄地の発生防止や解消につながる活動への支援を充実させること。
- (2) 農業生産が再開可能な耕作放棄地について、道水路等の基盤整備を推進すること。
- (3) 遊休農地への課税強化は抜本的解決策とはなり得ず遊休農地解消へは繋がらないので、国に対し制度の見直しを働きかけること。

## 3. 鳥獣害対策について

- (1) 電気柵等の設置への支援及びその継続をすること。
- (2) 狩猟者の担い手確保のための支援の継続と充実を図ること。
- (3) 鳥獣被害を受けない中山間地の振興作物を育成すること。

## 4. 担い手への支援について

- (1) ナラシ対策等の継続や導入が検討されている収入保険制度の充実等の推進を図り、個別対応の取組みを強化すること。
- (2) 減反政策が廃止されるいわゆる30年問題を踏まえた村上市の農業プランを確立し、重点的な事業助成をすること。
- (3) 担い手及び新規参入者等からの提案を取り入れて支援体制を強化し、経営体の発展と経営力の向上のため支援すること。

## 5. 新規参入者への支援について

- (1) 現在村上市が行っている45歳から60歳までの新規就農者への支援事業を見直し、年齢の若い人への助成を手厚くすること。

## 6. 事務局体制の充実について

- (1) 農地法及び農業委員会等に関する法律の改正に伴い、遊休農地対策や農地中間管理事業等に関する業務が急増している。各支所の兼務体制をやめ専任職員を配置し、本庁・支所間の連絡・連携体制を強化すること。
- (2) 農地の権利移動等の相談のため、プライバシーに配慮した相談室を確保すること。